

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	加西市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	108-4
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.kasai.hyogo.jp/04sise/56main/56main02.htm">http://www.city.kasai.hyogo.jp/04sise/56main/56main02.htm</a>

執行機関名 加西市長

障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	グループホーム利用者に係る家賃負担軽減事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例別表第1 第1の項 グループホーム利用者に係る家賃負担軽減事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条	加西市グループホーム利用者家賃負担軽減事業実施要綱(平成19年加西市訓令第45号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、 <u>身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u>	第1条 この要綱は、加西市が <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)</u> に基づく指定共同生活援助事業所(以下「グループホーム」という。)の利用者の家賃負担の一部を助成することにより、 <u>障害者の地域での自立生活を支援するとともに、地域生活移行を推進することを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		加西市グループホーム利用者家賃負担軽減事業実施要綱(平成19年加西市訓令第45号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年一月三十一日政令第十八号)